

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則

平成19年2月8日

規則第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条の規定に基づく兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する者及びその順序は、次のとおりとする。

第1順位 副広域連合長 森哲男

第2順位 事務局長

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成19年3月31日までの間、広域連合長の職務のうち行うこととされる会計事務に関し、地方自治法第292条において準用する同法第170条第5項の規定により定めるその職務を代理する職員は、事務局長とする。

附 則（平成26年8月29日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月3日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月5日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月16日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月14日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年8月29日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月22日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月4日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月8日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。